

奥州市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月11日

奥州市監査委員 及 川 新 太  
奥州市監査委員 松 本 富二朗  
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 平成23年10月19日から10月21日まで及び10月24日

本監査 平成23年10月25日

(2) 監査の対象とした部課等名

ア 教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課(教育研究所を含む。)、生涯学習課、歴史遺産課、スポーツ振興課、水沢支所、江刺支所、前沢支所、胆沢支所及び衣川支所

イ 教育機関

水沢区中学校給食センター、江刺学校給食センター、前沢学校給食センター及び胆沢学校給食センター

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成23年度(平成23年4月1日から平成23年8月31日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成22年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
教育総務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
学校教育課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
生涯学習課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
歴史遺産課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

スポーツ振興課	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
水沢支所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺支所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢支所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢支所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川支所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢区中学校給食センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺学校給食センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢学校給食センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢学校給食センター	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

スポーツ振興課

収入事務において、歳入科目を使用料及び手数料とすべきものを財産収入としているものが1件、379,200円あったので、関係法令等を遵守のうえ、改善されたい。